

県立都市公園条例（昭和 41 年岩手県条例第 15 号。以下「条例」という。）第 23 条第 2 項の規定により、岩手県立花巻広域公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成 19 年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表 1 に掲げる額（ゴルフ場を使用する場合において附属の設備を使用するときにあつては、同表の 3 の表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあつては、表 3 に掲げる額

表 1 有料公園施設の利用料金

1 テニスコート

使用の区分		単 位	利用料金	
			土曜日及び休日	その他の日
普通使用（1回につき）	一般	1時間までごとに1面ごとに	円 400	円 200
	学生及び生徒		200	100

備考 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日をいう。

2 運動広場

使用の区分		単 位	利用料金	
			土曜日及び休日	その他の日
貸切使用	一般	1時間までごとに	円 400	円 200
	学生及び生徒		200	100

備考 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日をいう。

3 ゴルフ場

使用の区分				利用料金		
				土曜日及び休日	その他の日	
5 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	通常使用の場合（1回につき。ただし、回数使用の場合を除く。）	一般	個人	9ホール以下の使用の場合	円 4,000	円 3,000
			個人	10ホール以上の使用の場合	5,000	4,000
		個人	回数使用（4回につき）	10ホール以上の使用の場合	18,000	14,000
		12人以上の団体（1人につき）	10ホール以上の使用の場合	4,500	3,500	
	学生	9ホール以下の使用の場合	3,000	2,000		
	学生	10ホール以上の使用の場合	4,000	3,000		
	高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	1,500	1,000		
		10ホール以上の使用の場合	2,500	1,500		
	中学校生徒及び小学校児童	9ホール以下の使用の場合	1,000	500		
		10ホール以上の使用の場合	2,000	1,000		

	特例使用の場合（1回につき）		9ホール以下の使用の場合	3,000	2,000
			10ホール以上の使用の場合	4,000	3,000
	早朝・薄暮使用の場合（1回につき）			3,500	2,500
6月1日から 9月30日までの 期間	通常使用 の場合（1 回につ き）	一般	9ホール以下の使用の場合	3,500	2,500
			10ホール以上の使用の場合	4,500	3,500
		学生	9ホール以下の使用の場合	2,500	1,500
			10ホール以上の使用の場合	3,500	2,500
		高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	1,000	500
			10ホール以上の使用の場合	2,000	1,000
	中学校生徒及び小学校 児童	9ホール以下の使用の場合	500	0	
		10ホール以上の使用の場合	1,500	500	
	特例使用の場合（1回につき）		9ホール以下の使用の場合	2,500	1,500
			10ホール以上の使用の場合	3,500	2,500
	早朝・薄暮使用の場合（1回につき）			3,000	2,000
			日没までに10ホール以上の使用が見込めない場合	2,500	1,500
その他の期間	通常使用 の場合（1 回につ き）	一般		4,000	3,000
		学生	9ホール以下の使用の場合	3,000	2,000
			10ホール以上の使用の場合	4,000	3,000
		高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	1,500	1,000
			10ホール以上の使用の場合	2,500	1,500
	中学校生徒及び小学校 児童	9ホール以下の使用の場合	1,000	500	
		10ホール以上の使用の場合	2,000	1,000	
特例使用の場合（1回につき）			3,000	2,000	

備考1 「特例使用」とは、条例第14条第2号に該当する者（高等学校生徒、中学校生徒、小学校児童及び県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）第5条第1項各号に掲げる者を除く。）による利用、地方税法（昭和25年法律第226号）第75条の3第2号に掲げる利用（高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童の利用を除く。）又は年齢65歳以上の者による利用をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 「早朝・薄暮使用」とは、通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）で、午前9時までに利用を終了するもの又は土曜日及び休日にあつては午後2時以降に、その他の日にあつては午後1時以降に利用を開始するものをいう。

表2 附属の設備の利用料金

区分	単位	利用料金
----	----	------

電動 カー ト	4 バッグ用 (1 台ごとに)	1 個又は 2 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	円 800
		3 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,200
		4 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,600
	2 バッグ用 (1 台ごとに)		800

表 3 条例第 21 条第 2 項において準用する条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する 行為	有料公園施設内における場合	1 人 1 日までごとに	円 1,110
	有料公園施設外における場合	1 人 1 日までごとに	370
業として行う写真の撮影	1 日までごとに 1 台ごとに		110
興行	1 日までごとに		7,400
展示会、博覧会その他これらに類 する催しの開催	1 日までごとに		3,700